

平成27年度滋賀県議会定例会
 平成27年11月定例会議提出案件説明資料
 (予算案件を除く)

	案 件 名	担 当 課	頁
条 例 案	議第157号 滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部を改正する条例案	流域政策局 流域治水政策室	1
	議第158号 滋賀県建築審査会条例の一部を改正する条例案	建築課建築指導室	5
	議第159号 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	住 宅 課	9
	議第160号 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案	都市計画課	13
そ の 他 の 議 案	議第163号 契約の締結につき議決を求めることについて (国道422号補助道路整備工事)	道 路 課	19
	議第182号 滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて	道 路 課	23

政策・土木交通常任委員会
平成 27 年(2015 年)12 月 14 日
土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水防法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 22 号）の施行に伴う水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の改正により、必要な規定の整理を行うため、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 宅地建物取引業者が提供しよう努めなければならない情報を水防法第 14 条第 1 項に規定する洪水浸水想定区域に関する情報に改めることとします。（第 29 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 157 号

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県流域治水の推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第28条 省略 (宅地または建物の売買等における情報提供)</p> <p>第29条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する<u>浸水想定区域</u>に関する情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>第30条以下 省略</p>	<p>第1条～第28条 省略 (宅地または建物の売買等における情報提供)</p> <p>第29条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する<u>洪水浸水想定区域</u>に関する情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>第30条以下 省略</p>

滋賀県建築審査会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)の施行に伴い、建築基準法(昭和25年法律第201号)で定められていた建築審査会の委員の任期が条例に委任されることから、滋賀県建築審査会条例(昭和25年滋賀県条例第70号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築審査会の委員の任期は2年とし、再任されることができるとするほか、建築審査会の委員の任期について、必要な事項を定めることとします。(第2条関係)
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。

議第 158 号

滋賀県建築審査会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築審査会条例の一部を改正する条例

滋賀県建築審査会条例（昭和 25 年滋賀県条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「勤務」を「任期等」に改め、同条中「審査会の」を削り、同条を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県建築審査会条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (委員の勤務)</p> <p>第2条 <u>審査会の委員は、非常勤とする。</u></p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (委員の任期等)</p> <p>第2条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>3 <u>委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u></p> <p>4 <u>委員は、非常勤とする。</u></p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県営住宅の設置場所について、今団地の用途廃止に伴い、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 東近江市の今団地について、用途廃止を行ったため、「東近江市今町」を削除することとします。(別表第2関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 159 号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 2 中 「東近江市春日町
東近江市今町」 を「東近江市春日町」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
本則および別表第1 省略	本則および別表第1 省略
別表第2 (第2条の3関係)	別表第2 (第2条の3関係)
大津市朝日が丘一丁目	大津市朝日が丘一丁目
大津市朝日が丘二丁目	大津市朝日が丘二丁目
大津市三大寺	大津市三大寺
大津市一里山四丁目	大津市一里山四丁目
大津市栗林町	大津市栗林町
大津市大平一丁目	大津市大平一丁目
大津市大平二丁目	大津市大平二丁目
彦根市芹川町	彦根市芹川町
彦根市東沼波町	彦根市東沼波町
彦根市開出今町	彦根市開出今町
彦根市八坂町	彦根市八坂町
長浜市朝日町	長浜市朝日町
長浜市新庄寺町	長浜市新庄寺町
長浜市新庄中町	長浜市新庄中町
長浜市新栄町	長浜市新栄町
長浜市殿町	長浜市殿町
長浜市木之本町木之本	長浜市木之本町木之本
長浜市木之本町黒田	長浜市木之本町黒田
近江八幡市西本郷町	近江八幡市西本郷町
近江八幡市鷹飼町	近江八幡市鷹飼町
草津市木川町	草津市木川町
草津市西矢倉二丁目	草津市西矢倉二丁目
草津市西波川二丁目	草津市西波川二丁目
守山市播磨田町	守山市播磨田町

守山市石田町
栗東市川辺
栗東市小平井一丁目
甲賀市水口町水口
甲賀市水口町西林口
甲賀市信楽町長野
野洲市上屋
野洲市永原
湖南市石部南四丁目
湖南市岩根
高島市今津町弘川
高島市今津町日置前
高島市拝戸
高島市新旭町安井川
東近江市今堀町
東近江市尻無町
東近江市沖野四丁目
東近江市春日町
東近江市今町

守山市石田町
栗東市川辺
栗東市小平井一丁目
甲賀市水口町水口
甲賀市水口町西林口
甲賀市信楽町長野
野洲市上屋
野洲市永原
湖南市石部南四丁目
湖南市岩根
高島市今津町弘川
高島市今津町日置前
高島市拝戸
高島市新旭町安井川
東近江市今堀町
東近江市尻無町
東近江市沖野四丁目
東近江市春日町
(削除)

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

景観行政団体である米原市に、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第28条の規定に基づき事務処理についての協議を行ったところ、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務の全部を同市において処理したいとの申し出があったことから、滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務を新たに米原市が処理することとします。(第29条の2関係)
- (2) その他
 - ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
 - ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

議第 160 号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年滋賀県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 2 第 1 項および第 2 項中「および高島市」を「、高島市および米原市」に改める。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表(9)の項中「、米原市」を削り、同表(9)の 2 の項中「および高島市」を「、高島市および米原市」に改める。

滋賀県屋外広告物条例新旧対照表

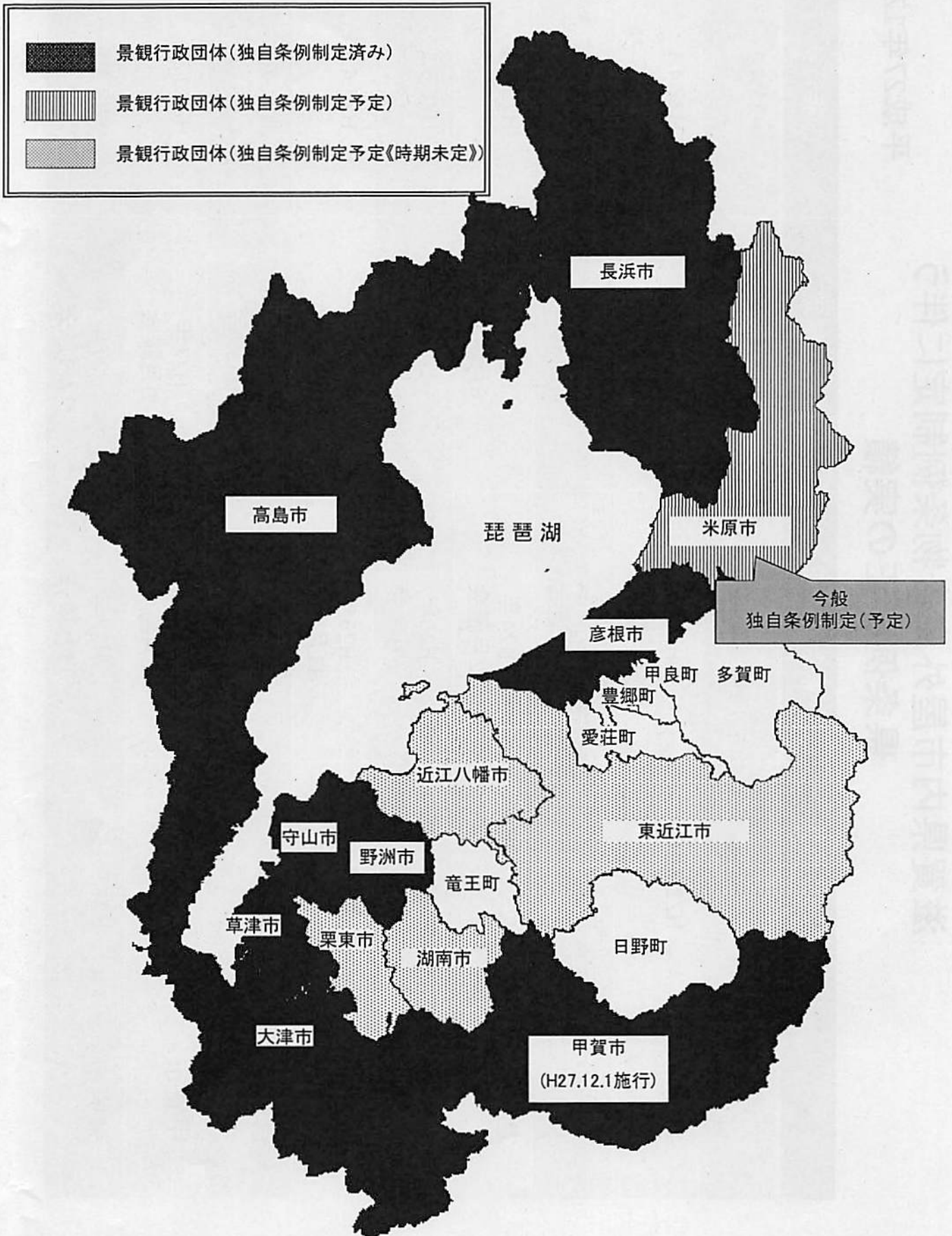
旧	新
<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市および高島市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市および高島市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条以下 省略</p>	<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市および米原市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市および米原市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条以下 省略</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
<p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～ニ 省略</p>	<p>近江八幡市、 栗東市、湖南 市、東近江市、 米原市および 町</p>	<p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～ニ 省略</p>	<p>近江八幡市、 栗東市、湖南 市、東近江市 および町</p>
<p>(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～オ 省略</p>	<p>彦根市、長浜 市、草津市、 守山市、甲賀 市、野洲市お よび高島市</p>	<p>(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～オ 省略</p>	<p>彦根市、長浜 市、草津市、 守山市、甲賀 市、野洲市、 高島市および 米原市</p>

屋外広告物条例制定状況（滋賀県）

H27.12時点



滋賀県内市屋外広告物条例制定に伴う 県条例改正の実績

平成27年12月

	法28条協議	県条例改正	市条例制定	施行
大津市 (中核市)	-	-	H20年 12月議会	H21.4.1
守山市	H21.7.16	H21年 9月議会	H21年 12月議会	H22.4.1
長浜市	H23.7.12	H23年 9月議会	H23年 12月議会	H24.4.1
草津市	H23.12.26	H24年 2月議会	H24年 6月議会	H25.1.1
野洲市	H25.12.20	H26年 2月議会	H26年 6月議会	H26.8.1
高島市	H25.7.23	H26年 11月議会	H26年 11月議会	H27.4.1
彦根市	H26.12.4	H27年 2月議会	H27年 3月議会	H27.7.1
甲賀市	H26.12.4	H27年 2月議会	H27年 9月議会	H27.12.1
米原市	H27.9.15	H27年 11月議会	H27年 12月議会	H28.4.1 (予定)

契約の締結につき議決を求めることについて
(国道422号補助道路整備工事)

(事業概要)

国道422号は、滋賀県大津市と三重県を結ぶ一般国道である。

しかしながら、当路線の大津市南郷六丁目から大石東三丁目までの間は、線形不良かつ法面崩壊等の自然災害を受けやすい状況であり、これらの解消を図りことを目的に、平成16年度より大石東バイパスの整備に着手し、平成30年度の供用に向け整備を進めています。

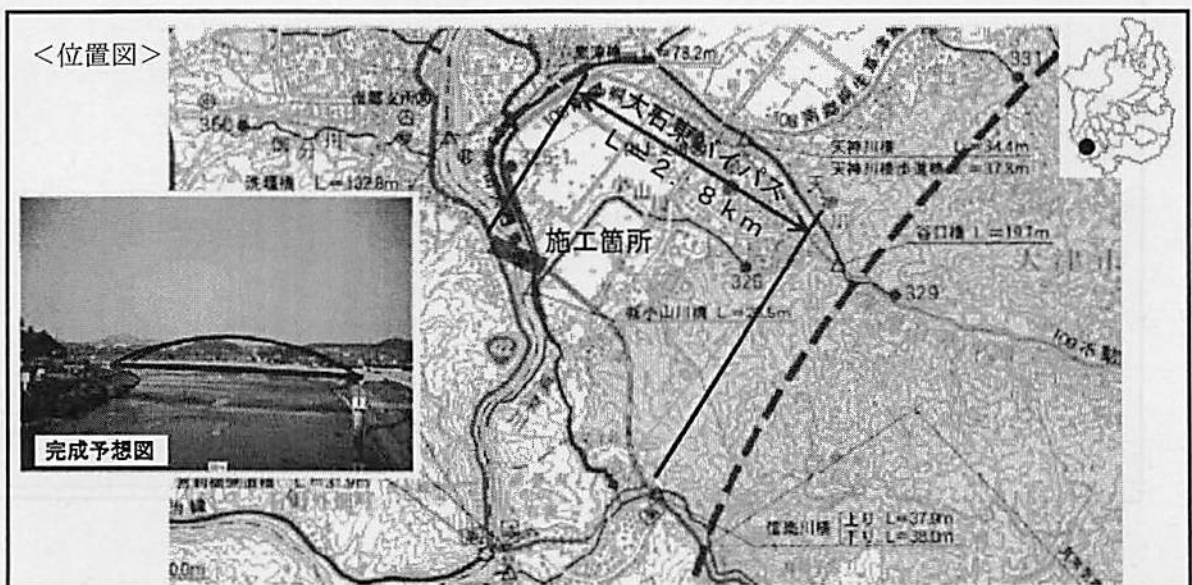
- ・全体延長：2.8km
- ・事業費：約62億円

(工事概要)

1. 工事名 平成27年 第AK11-01号 国道422号補助道路整備工事
2. 施工場所 大津市南郷六丁目他
3. 概要 鋼橋上部工(製作・架設工一式)
バスケットハンドル式ニールセンローゼ橋
橋長 L=176.0m、幅員 W=11.0m

(契約概要)

1. 契約金額 2,157,840,000円
2. 契約の相手方 高田機工株式会社
代表取締役 寶角 正明
3. 工期 本契約成立の日より5日以内の日から平成30年3月20日まで
開札日：平成27年10月15日
仮契約日：平成27年11月11日
4. 入札方式 一般競争入札(総合評価方式)
総合評価基準点100点+加算点44点=144点満点
この点数を入札価格で除した値が評価値となり、この値が最も高い業者が落札者となる。



入札結果調書		事業 名称	番号	平成27年度 第AK11-01号		
			名称	国道422号補助道路整備工事		
開札日	平成27年10月15日	時間	10時00分	開札場所	大津合同庁舎3階入札室	
履行 場所	大津市南郷六丁目他					
番号	業者名	技術評価点	入札価格	評価値	備考	
1	宮地エンジニアリング株式会社関西支社	失格				
2	片山ストラテック株式会社	④ 127.0	⑤ 2,018,700,000円	⑤ 6.291		
3	川田工業株式会社大阪支社	失格				
4	高田機工株式会社	① 137.0	③ 1,998,000,000円	① 6.856	落札者	
5	エム・エムブリッジ株式会社	失格				
6	株式会社IIFインフラシステム営業本部営業部	② 135.5	③ 1,998,000,000円	② 6.781		
7	株式会社東京鐵骨橋梁大阪支店	失格				
8	JFEエンジニアリング株式会社大阪支店	失格				
9	株式会社駒井ハルテック	③ 131.5	① 1,991,000,000円	③ 6.604		
10	株式会社横河ブリッジ営業第二部	⑤ 126.5	② 1,992,000,000円	④ 6.350		
事業 概要 等	工事概要 鋼橋上部工(製作・架設工一式) (バスケットハンドル式ニールセンローゼ橋 橋長 L=176.0m 幅員 W=11.0m)			評価値は、標準点と加算点の合計を入札価格で除して得た数値 (以下「評価値」という。)のことである。なお、評価値は、入札価 格を億円単位とし、少数第4位以下を切り捨て、少数第3位まで とする。		
	予定価格(税抜き)		金2,230,640,000円			
		仮契約予定年月日		平成27年11月11日		
		工事期間		自 本契約成立から5日以内 至 平成30年3月20日		

議第 163 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 契約の目的 | 国道 422 号補助道路整備工事 |
| 2 契約金額 | 2,157,840,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 大阪市浪速区難波中二丁目 10 番 70 号 |

高田機工株式会社

代表取締役 寶 角 正 明

琵琶湖大橋有料道路事業の変更について

1. 概要

琵琶湖大橋有料道路事業の変更のため、道路整備特別措置法（以下「特措法」という。）第10条第4項の規定に基づき滋賀県道路公社が近畿地方整備局長に変更許可を申請するにあたって、特措法第16条第1項の規定に基づき県が同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき議決を求めるものである。

2. 申請書の内容について

1. 変更理由【資料1】 p. 24
2. 追加事業【資料2】 p. 25
3. 事業工程と料金徴収期間【資料3】 p. 29
4. 通行料金と料金徴収期間満了時の財務状況【資料4】 p. 30

1. 変更理由

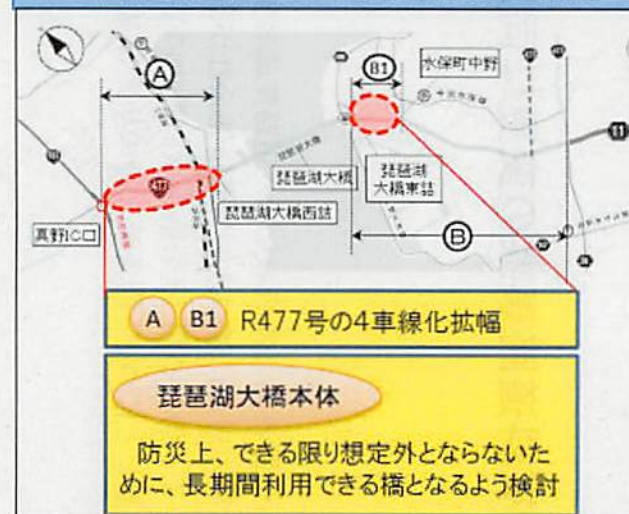
資料1

有料道路管理区間の解決すべき課題

- 琵琶湖大橋有料道路管理区間において現状で著しく混雑している区間がある。
- 湖西道路の4車線化等によりさらに混雑が増す予測をしている。
- 琵琶湖大橋が大規模地震に見舞われ、復旧に長期間必要となった場合の社会的影響は非常に大きいことから、耐震性能を向上させる必要がある。



(参考)研究会で確認された道路網の課題と対策

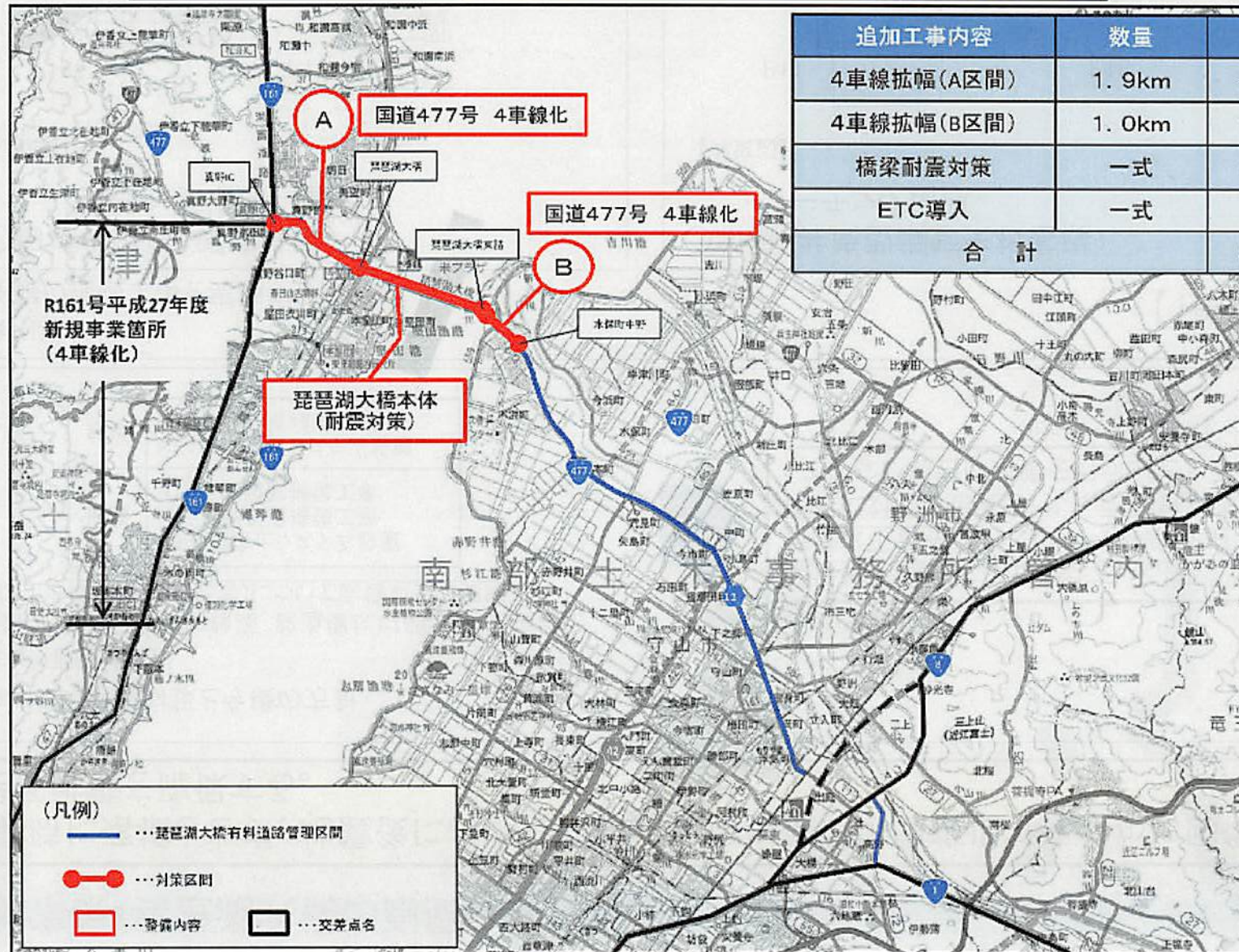


- 混雑緩和など交通の円滑化を図り、琵琶湖大橋有料道路の利用者の利便性向上に寄与するものであるため、琵琶湖大橋を挟む直近区間の4車線化および琵琶湖大橋の耐震性向上のための事業を行う。
- 合わせて、利用者の利用環境の改善を図るため、料金の改定およびETCを導入する。

2. 追加事業(位置図)

資料2

琵琶湖大橋本体の耐震対策、A、B区間の4車線化を実施



追加工事内容	数量	工事費
4車線拡幅(A区間)	1.9km	47億円
4車線拡幅(B区間)	1.0km	16億円
橋梁耐震対策	一式	16億円
ETC導入	一式	5億円
合計		84億円

2. 追加事業(琵琶湖大橋の耐震化)

地震時に落橋させず、地震後においても橋としての機能が応急復旧で速やかに回復できる性能を確保する。

1. これまでの耐震対策と今後の方針

【これまでの耐震対策】

国の通知(H7)等に従い、跨線橋、跨道橋および緊急輸送道路上の15m以上の橋梁(上部・橋脚)について耐震対策を実施

旧橋	H9落橋防止システム設置 H11上部耐震補強工事 H13下部耐震補強工事
新橋	H14落橋防止システム設置 H15下部耐震補強工事

【今後の方針】

緊急輸送道路に指定されている路線上の特殊な下部構造(パイルベント等)を有する橋梁に対する照査を行い、耐震性能を満たしていない場合は対策を行うこととする

(H25.7.9土木事務所長あて文書)

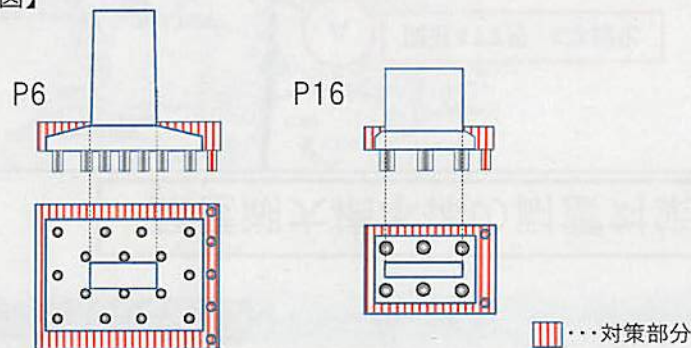
2. 対策内容

基礎の補強工事を実施する。

【16億円】

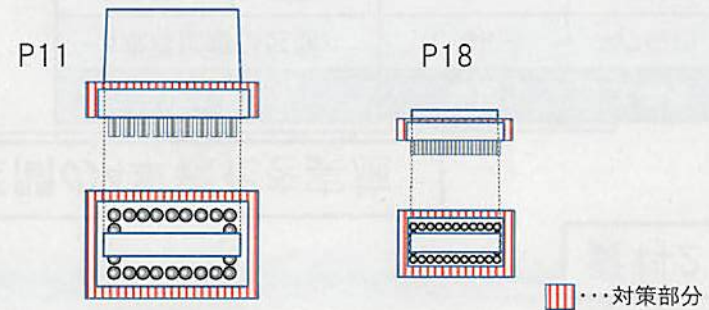
- 旧橋(多柱式鋼管基礎)
- ・フーチング増厚、増杭

【対策図】



- 新橋(井筒型鋼管矢板基礎)
- ・フーチング増厚

【対策図】

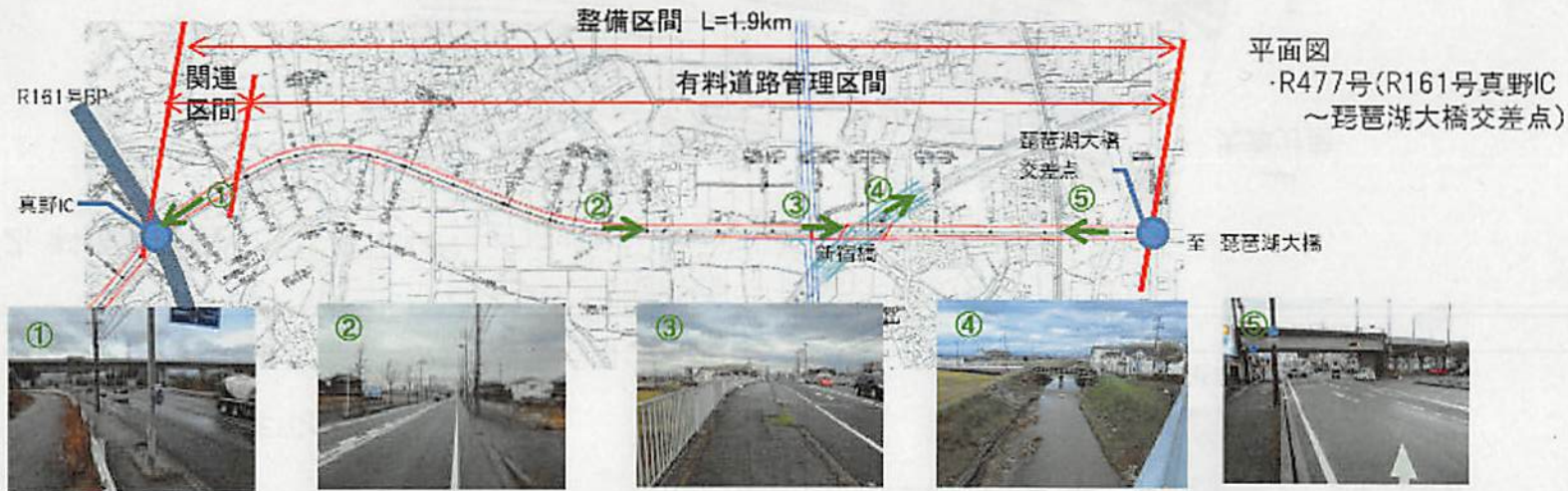


2. 追加事業(周辺道路の4車線化)

現在の混雑箇所、および将来の混雑予想箇所について、4車線化による容量アップを図る。

○4車線拡幅(大津側)

【 47億円】



○4車線拡幅(守山側)

【 16億円】

平面図
R477号(琵琶湖大橋東詰交差点
～水保町中野交差点)

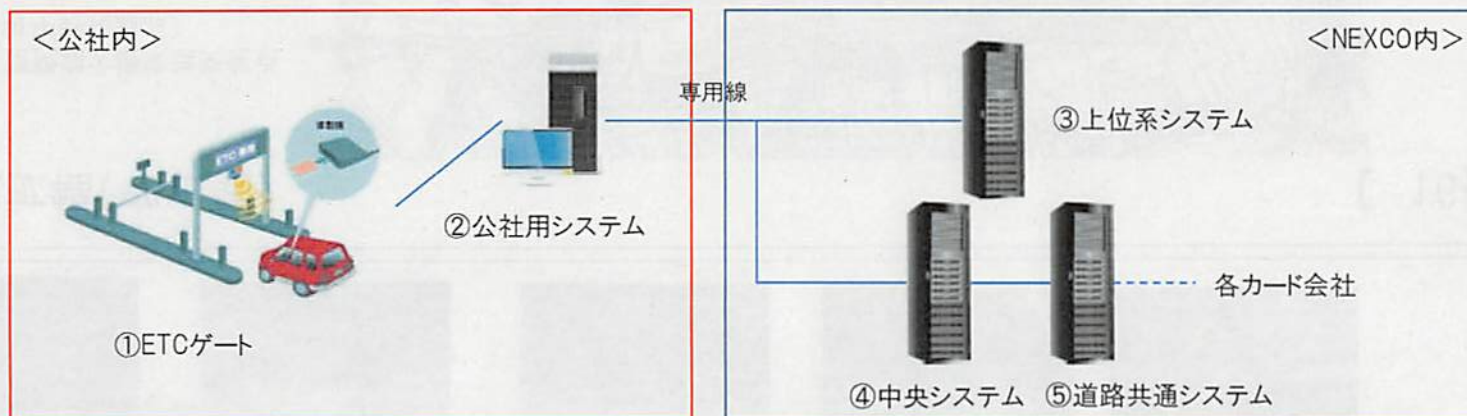


2. 追加事業(ETCの導入)

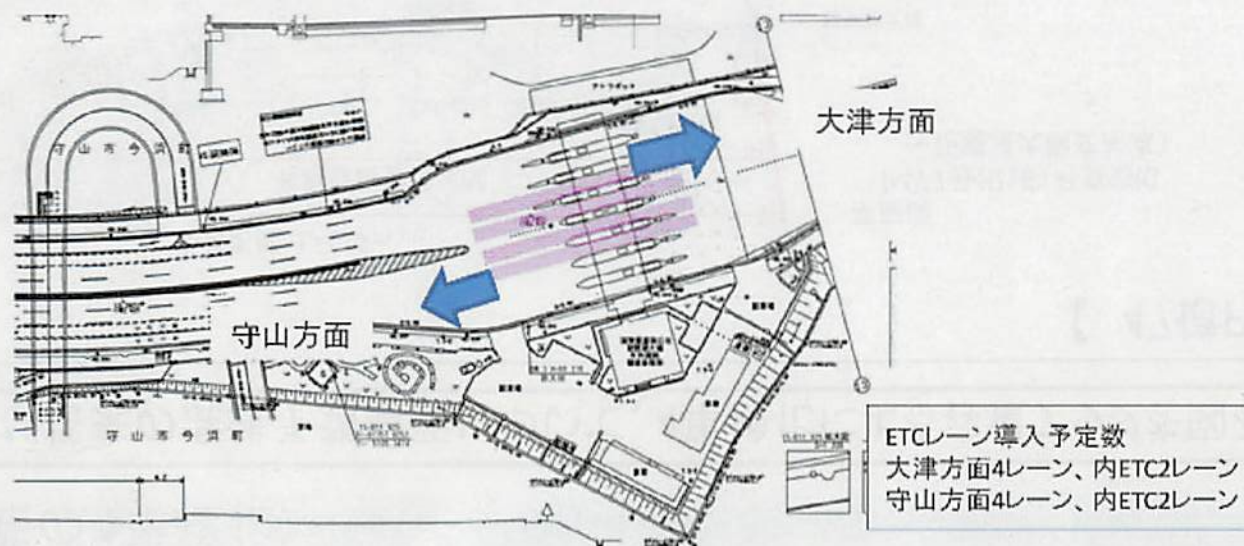
利用者のストレス緩和を図るため、ETCによる料金收受を実施する。

【5億円】

1. ETC導入時のシステム構成



2. 料金所附図



3. 事業工程と料金徴収期間

資料3

○事業工程表(案)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度
料金徴収期間 ～H41.8.4	★H28.4～新料金スタート													
耐震対策		設計・関係機関調整												
			耐震工事											
4車線化 (大津側・守山側)		6 期 事 業 ス タ ー ト	設計・関係機関調整											
			用地交渉【用地立会・丈量作成・買収・物件移転】											
			拡幅工事(大津側・守山側)										供用	
ETC		関係機関調整												
			設計・工事											
備考														

※追加事業については平成41年3月30日完成予定

○料金徴収期間

変更前 平成33年9月27日まで
(現行)

変更後 平成41年8月 4日まで

4. 通行料金と料金徴収期間満了時の財務状況

資料4

○料金表

	普通	軽自	大型Ⅰ	大型Ⅱ	軽車両
①現行料金	200	150	300	710	20
②新料金(案)	150	100	200	500	10
20%割引を適用した場合	120	80	160	400	

【参考】

	割引率	H28 ~	ETC導入 ↓	徴収期間満了日
回数券割引	約20%			
ETC割引	20%			

※適用時期

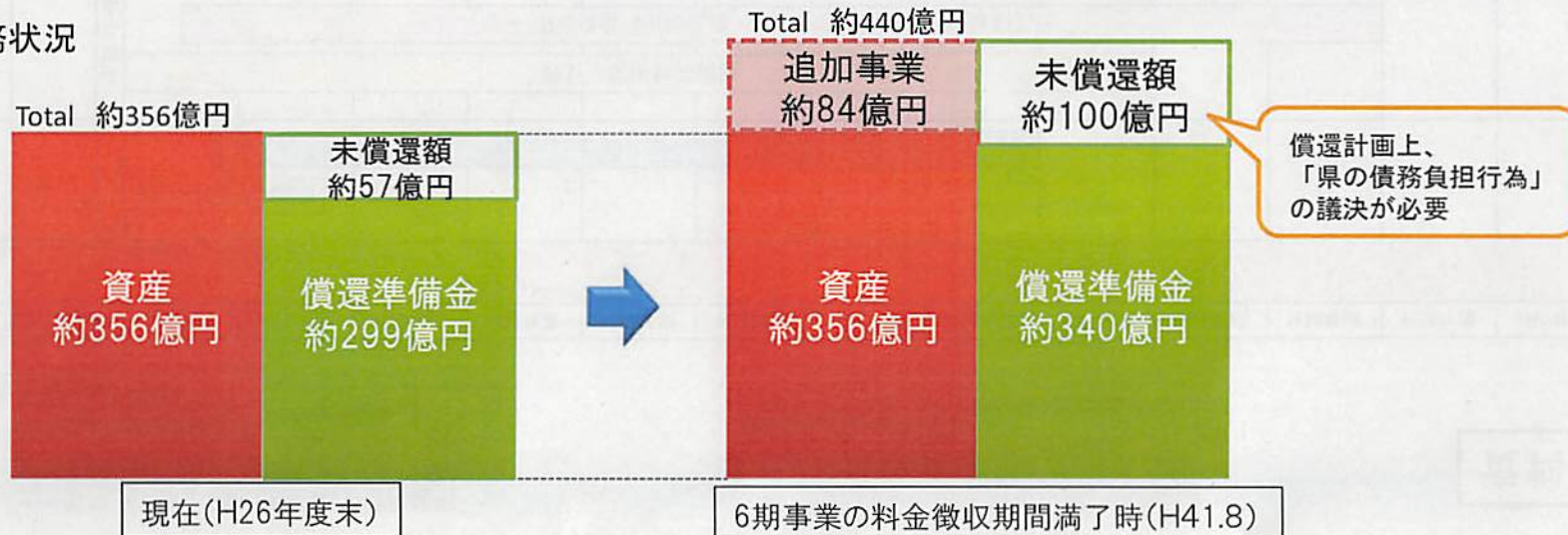
①現行料金：平成28年3月31日まで

②新料金：平成28年4月1日以降

※割引について

- A) 回数券割引 … ETC導入まで、現行と同様の割引を継続(平成30年度までの予定)
- B) 路線バス・障害者割引 … 料金徴収期間満了まで現行と同様の割引を継続(路線バス：30%割引・障害者：50%割引)
- C) ETC割引 … 平成31年4月(予定)以降、一律20%割引(終日、ETC搭載車全車)
- D) 軽車両への割引 … 廃止

○財務状況



議第182号

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更につき議決を求めることについて

滋賀県道路公社から次のとおり琵琶湖大橋有料道路事業を変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 路線名および工事の区間

(1) 路線名

国道477号、県道守山栗東線

(2) 工事の区間

滋賀県栗東市林から滋賀県大津市真野普門二丁目まで

(3) 延長

15.4キロメートル

(うち変更に係る工事の延長 4.2キロメートル)

2 工事予算

変更前

34,880,000,000円

変更後

43,280,000,000円

(変更増 8,400,000,000円)

3 工事方法

橋りょう補強、道路改築およびETC設置

橋りょう基礎耐震補強工、道路拡幅工、ETC設置工

4 変更増に係る工事の着手および完成の予定年月日

着手予定年月日 平成28年3月1日

完成予定年月日 平成41年3月30日

5 料金

変更前

(通行1台1回につき 単位 円)

車種	普通車	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	軽自動車等	軽車両等
料金	200	300	710	150	20

1 回数券の割引率は、2割以内とする。ただし、大量の通勤者および通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。

2 障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村および特別区が設置したものに限る。）または当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳または療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）または（ロ）の要件を満たすものとして、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号または車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人またはその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級または「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき滋賀県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者またはその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。

ロ 割引率および支払い方法

割引率は50パーセント以下とし、支払い方法は現金または障害者通行券とする。

変更後

（通行1台1回につき 単位 円）

車種	普通車	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	軽自動車等	軽車両等
料金	150	200	500	100	10

- 1 回数券の割引率は、2割以内とする。ただし、大量の通勤者および通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）については、特別措置として回数券の割引率は、3割以内とする。
- 2 ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合の割引率は、2割以内とする。ただし、路線バスについては、ETCコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社が定めたETCコーポレートカード利用約款に基づき発行されたETCカード（省令第4条第1項第1号に規定する識別カードをいう。以下同じ。）をいう。）を使用する場合の割引率は、3割以内とする。
- 3 障害者割引については、以下のとおりとする。
 - イ 割引をする自動車
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村および特別区が設置したものに限る。）または当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳または療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）または（ロ）の要件を満たすものとして、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号または車両番号等必要事項の記載の手續がなされた自動車。
 - （イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人またはその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。
 - （ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級または「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）の第三に定める障害の程度に基づき滋賀県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者またはその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、滋賀県道路公社が別に定めるもの。
 - ロ 割引率および支払方法

割引率は5割以内とし、支払方法は現金、障害者通行券またはE T Cシステムの利用による納付とする。

なお、E T Cシステムの利用による納付については、滋賀県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたE T Cカードと車載器（省令第4条第1項第1号に規定する車載器をいう。）をともに使用する場合に限るものとする。

4 この料金は、平成28年4月1日から適用する。ただし、E T Cシステムの利用に係る部分は、E T Cシステムの供用開始の日から適用する。

6 料金の徴収期間

変更前

変更後

供用開始の日（昭和39年9月28日）

供用開始の日（昭和39年9月28日）

から57年間

から平成41年8月4日まで